

明治初期における神田孝平の 税制・財政改革案

— 歳出削減による減税構想としての再評価* —

Takahira Kanda's Plans for Reforming Taxes and the Fiscal System in the early Meiji era: Revaluation as a Tax Reduction Plan through cuts in Expenditures

南 森 茂 太**

Takahira Kanda (1830-1898) wrote a lot about of the taxes system and the fiscal system. In his works, he often pointed out the following points. First, in the present taxes system, because of the complexity of the tax administration, a lot of cost was needed for collection of taxes. Second, the people were made to bear taxes in excess of what was necessary because a budget system was not introduced. To solve these problems, he insisted on the reform of taxes and fiscal system. This paper clarifies that the main purpose of his reform plans was tax reduction.

Shigeta Minamimori

JEL : B31, N45

キーワード : 神田孝平, 地租改正, 所得税法, 予算制度

Key words : Takahira Kanda, Land-tax reform, Income Tax Law, Budget system

* 本稿の作成にあたっては、学外の2名の匿名レフリーからの貴重なご指摘をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本稿における不備についてはすべて筆者に責任がある。

** 関西学院大学大学院研究員。

E-mail : arl23508@kwansei.ac.jp

I はじめに

神田孝平（文政 13¹⁾〈1830〉年—明治 31 〈1898〉年）は、経済の分野では、租税や財政制度にかんする著作を数多く残している。幕末にあつて、神田は『農商辨』（文久元 〈1862²⁾〉年）で、幕府・諸藩の財政難と農民の困窮という内政問題、および、欧米列強による日本への侵略の危険性という国防問題とを解決するために税制改革を実施すべきであると論じた。明治維新ののち、「税法改革ノ議」（明治 2 〈1869〉年）と「田税改革議」（明治 3 〈1870〉年）とで「沽券税法」の導入を建議し、後者を『田税新法』（明治 5 〈1872〉年）として公刊した。また、「税法私言」（明治 6 〈1873〉年）において「所得税法」の導入を提言した。加えて、「民選議院可設立ノ議」（明治 7 〈1874〉年）では課税には「民選議院」の承認が必要であるとの主張をおこない、これを實現する具体策としての予算制度の確立を「財政變革ノ説」（同年）で説いた。

明治政府にとって税制改革は重要な課題となっていたが、その改革はなかなか

-
- 1) 神田の生年月日の元号表記は、これまでの研究では「天保元年 9 月 15 日」とされてきた。これは、彼の生存中に公表された「神田孝平傳」『東京学士会院雑誌』第 12 編 4 号（明治 23 〈1890〉年）、および、彼の死後に公表された神田乃武編著『神田孝平略傳』（明治 43 〈1910〉年）の記述に従ったものであると考えられる。また、「慶応 3 年 12 月から明治 14 年にいたるまでの間に高官となったもの 500 名の履歷書を、太政官修史局において編修」（広瀬 1997, 500）した『百官履歷』においても、神田の生年月は「天保元年庚寅九月生」（大塚 1928, 50）とされている。同書は、当時の高官たちが「各自ヲシテ履歷書ヲ提出」（大塚 1927, 2）したものを編纂したものであり、神田自身が自らの生年月を上述のように記していたとも考えることができる。ところが、文政から天保への改元は 12 月 10 日におこなわれており、彼が誕生した時点では改元はおこなわれていない。そのため、本稿では神田の生年の元号を「文政 13 年」と表記する。なお、神田が自らの生年を「天保」としたのは、法的には慶應 4 年 1 月 1 日より明治元年とするとした、明治への改元の「詔書」の影響があると思われる。
 - 2) 神田が『農商辨』を執筆した西暦をこれまでの研究は 1861 年としていた。これは同書の末尾に「辛酉窮冬神田孝平述」（神田 [1862] 1879, 28）と記されていることからの判断である。「辛酉」とは文久元年のことであり、また、「窮冬」とは旧暦の 12 月の別名であり、文久元年と西暦とを対照した場合、この年はほぼ 1861 年と対応している。ところが、12 月は 1 日が西暦の 1861 年 12 月 31 日に対応するのみで、それ以外はすべて 1862 年 1 月に属する。また、吉野作造は、彼が所蔵していた『農商辨』の写本のひとつに「立派に先生〔神田孝平〕の名を置してあるばかりでなく、辛酉 12 月 21 日夜記す」（吉野 [1927] 1971, 285, []）は筆者による補足。以下、同じ）とあることを指摘している。これらのことから『農商辨』が執筆された西暦は 1862 年であると推定できる。

か進まなかった。廃藩置県以前は、租税の賦課・徴収などの権限を藩が有していたことをその原因のひとつとして挙げるができるが、有効な税制改革案が提案されなかったことも確かである。提出された税制改革についての建議の多くは従来の米納年貢制を強化しようとするものであり、次節で見るとような政府の税制改革の意図を十分に満たすものではなかったからである。このような中であって、神田による「税法改革ノ議」、および、この改革案を増補・改訂した「田税改革議」は、政府の改革の目的に適うものであったためであり、後者が建議されたのちに地租改正事業は本格化した。そのため、松方正義（天保6〈1835〉年—大正13〈1924〉年）が「神田孝平ノ地価ニ税ヲ賦スルノ議アリ。改正論ノ嚆矢トモ称スベシ」（松方 [1874b] 1933, 343）と述べているように、当時から改正事業の端緒のひとつと捉えられていたのである。この見解は後の地租改正についての研究³⁾にも受け継がれることとなる。

ところで、明治政府が制定した「地租改正條例及其關係法令⁴⁾」（以下、「改正法」と略記）（明治6〈1873〉年）は神田の改革案を修正したうえで採用している。後述するように彼の建議では、地価は地主の申告により決定され、また、税率は従来の米納年貢の納税額から地域ごとに算出されるとしている。それに対して、「改正法」では、地主が申告した地価を政府が制定した基準と照らし合わせて修正すること、税率を全国一律3%とすることに定められた。

加えて、「改正法」では、農民の租税負担を軽減するために、将来的に地租を1%に減ずることが明言されていたが、神田案にはこのような減税構想を見受けることができない。このことは、神田の構想と「改正法」の違いを示すのみならず、彼自身の農民の租税負担についての主張の変化をも示す。というのは、幕末に彼が執筆した『農商辨』では、農の「産物」に賦課される租税が農民を困窮に至らしめ、農業の衰退と民心の離散を招き、このことが一国の経済と国防に対して負の効果を及ぼすとされていたからである。ところが、神田が

3) 地租改正事業に対する神田の建議の影響を考察したものとしては、福島（1962）、大島・加藤・大内（1972）、奥田（2001）などが挙げられる。

4) 「改正法」は「上諭」、「太政官布告 272 号」、「地租改正條例」、「地租改正規則」、「地方官心得」により構成される。

地租改正に対する建議で述べたように、税率を旧来の平均貢租額から算出すれば、農民の租税負担を減じることはできない。地租改正にかんする建議のみをみれば、農民の租税負担についての神田の考えは、『農商辨』での農民の租税負担を軽減するという主張から大きく変化したようにもみえる。

以上のような神田の改革案について、これまでの研究は主として歳入安定のための提言と捉えてきた。そのうえで、彼の構想と「改正法」との違い、および、彼自身の税制にかんする主張の変化のうち、主として前者についての検討がおこなわれてきた⁵⁾。それに対して、後者については十分に検討されることなく、「神田は、農民の状態を知らなかったし、金納化の農家経済におよぼす作用も知らなかったというしかなく、要するに中央官僚にすぎなかったのである」（大島・加藤・大内 1972, 151）と指摘されるにとどまっている。

ところが、地租改正への建議での神田の主張は、安定的な税収を確保するという視点のみならず、米納年貢制のもとでの煩雑な税務行政を簡略化し、それによって徴税費用を削減しようとする、歳出削減構想という視点も有していた。それゆえ、「改正法」が制定され、新たな租税制度を施行していくために多くの費用が必要となることが、その内容から判明すると、彼は「地ノ税ノ法」をより徴税費用を軽減できる「所得税法」へと変更すべきことを説いた。加えて、「財政變革ノ説」では、各省庁の予算要求を「民選議院」における審議で減じることが可能であるとも論じている。つまり、明治初期の神田の税制・財政の改革案からは、政府による税務行政の改革と「民選議院」による予算の審議とで歳出を削減し、これによって租税の軽減を達成しようとする主張を読み取ることが可能である。

5) たとえば、福島 (1962) は、「改正法」が制定されたのちに神田が「税法私言」を公表したことから判断して、「地方官会同で地租改正法審議に参加し、しかも、議長席についた彼が、その後半年でこの〔「税法私言」の〕発表をしたのは、公布法令への不満が内在したものと考えられる」（福島 1962, 55）、と評している。また、大島・加藤・大内 (1972) は「神田の抽象的な発想の欠陥が修正されざるをえなかった」（大島・加藤・大内 1972, 154）と評し、「税法私言」を公表したことについては、「地租改正のさいの土地検査と地価査定がかれの主張と異なっている点に不満を持ったのか、あるいはかれのこのような沽券制度が現実性をもたないことに思いいつて、それを修正する気になったのか、いずれかのためであろう」（同上, 157）と捉えている。

このような神田の主張は、本稿の冒頭に挙げた論著を包括的に検討することで明らかになる⁶⁾。そこで、以下では、次のように論証をおこなっていくこととする。Ⅱ節では、『田税新法』の成立事情と神田の「沽券税法」の内容を、Ⅲ節では、「税法私言」での「所得税法」の導入構想を検討し、彼が政府はどのような目的で税制改革をおこなうべきと考えていたかを明らかにする。続くⅣ節では、「民選議院可設立ノ議」と「財政變革ノ説」での財政制度の改革案を検討し、神田が予算制度の導入によってどのような方法で租税が軽減されると考えていたかを明らかにする。そのうえで、結びとなるⅤ節において、前述の論著に『農商辨』を加えて、それぞれの関係を検討して、彼の租税論の全体像、および、それがどのように展開したのかを把握することに努める⁷⁾。

Ⅱ 『田税新法』における神田の税制改革案

1. 『田税新法』の成立事情

慶応3年12月9日(1868年1月3日)、のちの明治政府は「王政復古の大号令」の発令により発足した。ところが、政府の財政事情は行政費に事欠くようなありさまであり、依るべき財源はわずか3万石の皇室御料にすぎなかった。そのため、徳川慶喜(天保8<1937>年—大正2<1913>年)に旧幕府直轄領のうち200万石の返納と献金とを要求した。慶喜は献金については応じたものの、納地については猶予を申し出たため、政府と徳川家との間で妥協策の協議がなされた⁸⁾。この間に、政府は金穀出納所を設置して京都の商人、寺

- 6) もちろん、神田の著述を包括的に分析することで、彼の思想を把握しようとする試みはこれまでの研究でもなされてきた。たとえば、『農商辨』から「東西地主考」(明治21<1888>年)までの神田の主な業績を考察対象とした奥田(2001)は、そのひとつの例である。とはいうものの、土地所有にかんする神田の思想を明らかにすることが同書の課題であり、財政・租税にかんする神田の思想については、検討の余地が残されているといえよう。
- 7) 徳川幕藩体制時代から明治初期における経済論の大半は、歳入を増加させる策が議論の中心となっていた。他方、神田の税制・財政改革案はこの潮流とは一線を画するものであった。このような彼の経済思想を検討することは、日本における経済論(もしくは「経済学」)の展開を考察するためには有用な作業となるであろう。
- 8) 王政復古から鳥羽・伏見の戦いに至るまでの、朝廷と徳川慶喜とのあいだで交わされた、献金や納地問題についての協議については、坂入(1988)を参照のこと。

院、さらには庶民に対してまで献金を求めることで行政費を調達していった。他方において、鳥羽・伏見の戦いが勃発したことで納地問題は棚上げとなり、結局、武力によって幕府領や佐幕派諸藩の領地を接収することで財政基盤を確立していくこととなった⁹⁾。その後、「政体書」(慶応4〈1868〉年)を制定して、直轄地に府・県を、大名領に藩を設置する府藩県三治制を確立し、版籍奉還(明治2〈1869〉年)、藩制(明治3〈1870〉年)によって諸藩への統制を強めていった。それでもなお、一国の歳出を直轄領からの税収と献金だけで賄うことには困難があり¹⁰⁾、財政基盤の確立という点からも廃藩置県(明治4〈1871〉年)がおこなわれたのである。

上述のような財政基盤の確立と並行して、明治政府は租税制度そのものについても見直す必要があった。慶応4年8月6日の太政官布告により、明治政府は税制改革の必要性を認めながらも、当面、徳川幕藩体制下で実施されていた租税制度を引き継ぐこととした。そのため、幕府や諸藩が抱えていた租税にかんする問題は、明治政府に受け継がれることとなった。この問題の多くは従来の租税収入の大半が米納年貢に依存していることから生じるものであった。具体的には、米納年貢制のもとでは、歳出をおこなうまでに米穀を換金する必要があり、歳入が米価の影響を受けて不安定であったことが挙げられる。とくに、徳川幕藩体制期の「中期以降、長期的に米価は一定であったのに対して、一般物価は緩慢ながら上昇している。この両者の相対価格の開きは、とりもなおさず、武士層にとっての財政負担増大」(速水 2003, 162)を招いた。そのため、市場操作による米価調整が実施されていたが、この操作には多大なる費

9) 明治初期の財政政策については神長倉(1943)、坂入(1988)を参照のこと。

10) たとえば、井上馨(天保6〈1836〉年—大正4〈1915〉年)は当時の財政状況について、「版籍奉還の時分には、藩知事と名が付いた。それから大參事ぢや、何ぢやと云ふ名が附いては居つたが、有名無實の版籍奉還ぢや、収入を取ることも、何もまだ出来はしない、何でもあの頃、八百萬石とよく言ひ居つた。さうした所で組立はおおきくなつた、八百萬石にした所が四成さね、一石と言ふのは、四斗しか無いのだ。だから米三百二十萬石。米の値段は三圓もしたか知らぬが、それを米で皆東京、大阪の方へ引取る。船と云つても昔の千石船とか云ふ日本船ぢやが、其中には難船して顛覆するのもある。そんな様な事があつて、如何しても國家を賄ふて行きやうが無いのぢや、とても行けぬ」(澤田 1921, 219-220)と述懐している。

用を必要としたにもかかわらず、その効果も十分なものとは言い難かった¹¹⁾。また、田畑の面積、肥沃度、さらに土地の保有状況は検地帳による記録と実勢とのあいだに食い違いが生じていたことも米納年貢制の問題点として挙げられる。これを改めるためには検地などをおこなう必要があったが¹²⁾、農民の抵抗が予測されたため、その実施は困難な状況にあった¹³⁾。これらのことが原因となり、幕府や多くの藩の財政は次第に赤字へと転じていった。

このような歳入面の問題に加えて、歳出面においても、18世紀末以降、日本沿岸に外国船がしばしば出没するようになったため、幕府や諸藩には沿岸警備にかかる費用の負担も生じ、財政赤字はさらに深刻化していった。つまり、明治政府は以上のような財政状況を改善するとともに、また、欧米列強の侵略に備えるための「近代化」政策を実施していく必要があった。そのため、税収を安定させることは政府における税制改革の第1の課題となった。

他方において、政府は民心を掌握するために税制改革を実施する必要にも迫られていた。維新直後の国内の統治体制は府藩県三治制であったため、租税制度は地域において異なっていた。このことは周辺地域に比べて重税を課せられ

11) 他方で、米価調整政策が十分な効果をもたらさないことを認識していた人びともいた。たとえば、草間直方(宝暦3(1753)年-天保2(1831)年)は、「市場操作は、根本的な問題解決とならない。むしろ、現実の米価維持政策は、かえって問題を悪化している」(小室2004, 40)と認識し、「大坂の両替商が、その信用を資本として地方・領国の殖産興業を進め」(同上, 51)ること、すなわち「融通」の重要性を説いた。なお、草間の思想の詳細については小室(2004)を参照のこと。

12) 検地による農政改革の一例として水戸藩における天保期の藩政改革を挙げることができる。この改革は藤田幽谷(安永3(1774)年-文政9(1826)年)が執筆した『勸農或問』(寛政11(1815)年)の農政論を参考に実施されたものである。上・下2巻から成り立つ『勸農或問』では、上巻で、当時の水戸藩における農政の問題点が「重要な順番に『侈情』、『兼併』、『力役』、『横斂』、『煩擾』の五つにわけて分析され」(小室1999, 188-189)、下巻で、「これらの弊因に対する対策が処理しやすい順に、前巻とは逆に、『煩擾』から初めて『侈情』まで論」(同上, 189)じられている。なお、藤田幽谷と藤田派の農政論と水戸藩の藩政改革との関係については、小室(1999)を参照のこと。

13) たとえば、津藩は寛政期に「均田制」の導入を強行しようとしたが、農民の反発により失敗している。この原因について、前述の藤田幽谷は「安民ノ事ヲ第二義トシ、最初ニ延繩ヲ打詰テ利ヲ上ヘ取ルヤウニセシ故、民多怨ミシナルベシ」(藤田[1815]1916, 88)、と述べている。このことは検地の困難を示すとともに、実施にあたって農民の理解が必要であることを論じたものである。なお、津藩における農民騒擾については深谷(1969)を参照のこと。

た地域の農民の不満を高めるものであった。たとえば、明治 2 (1869) 年 8 月には高崎藩の農民が隣接する岩鼻県よりも租税負担が重いことを訴えて騒擾を起こしている。また、明治 3 (1870) 年 11 月に日田県で発生した農民騒擾の原因のひとつに、熊本藩が雑税免除を実施したことが同県に伝わったことが挙げられる¹⁴⁾。このような騒擾はとくに政府の直轄領である府県で発生していた。というのは、明治 2 年に凶作が発生した際に、府県から要求された租税減免を大蔵・民部両省が受け入れなかったためである¹⁵⁾。もちろん、農民からの反発は政権の維持を困難にするものであり、政府にとって望ましいものではなかった。そのため、地域間での租税負担の不公平を是正していくことは政府における税制改革の第 2 の課題となった。

これらの課題を解決しようとする動きは、大蔵省や民部省を中心とする政府内部、明治政府の立法機関ともいえる公議所、政府の直轄領である府県の知事、さらには大名領である藩においてもみられるようになった。しかしながら、提示された解決策の大部分は、検地をおこなうことで、従来の米納年貢制を強化・再編しようとするものであり¹⁶⁾、農民の反発が予測されるために、政府にとっては有効な解決策とは言い難かった。

14) 当時、熊本藩は豊後国に 2 万石の飛び地を領有しており、日田県は「いたるところが熊本藩領と境を接して」(豊田・加藤・末広 1986, 35) いた。

15) 政府は明治 2 (1869) 年 7 月の「府縣職務規則」において、府県が「私二租税ノ定額ヲ改革シ、又ハ蠲除スル等」を厳禁し、「舊慣不當」や「天災禍亂」が生じた場合は大蔵省に裁定を委ねるべきことを通達している(内閣官報局 [1887] 1974, 283)。そのため、大蔵大輔と民部大輔とを兼任していた大隈重信(天保 9 (1838) 年—大正 11 (1922) 年)のもとには、海江田信義(奈良県知事、天保 3 (1832) 年—明治 39 (1906) 年)、松方正義(日田県知事)、前原一誠(越後府判事、天保 5 (1834) 年—明治 9 (1876) 年)らが訪れて、管轄する府県の租税減免を要求している。ところが、大隈は政府の財政事情を説明して、彼らの要求を却下したため、彼は「取斂の酷吏、苛察の奸臣」(圓城寺 1895, 498) と呼ばれることとなった。また、水原県において、「金穀を貸与し、2 年 12 月には、夫食米確保のため、同年かぎりの年貢の半金・半米納」(大島・佐藤・古厩・溝口 1990, 36) を「専断」した三条西公允(文政 13 (1830) 年—明治 37 (1904) 年) は、のちにこの責任を問われて謹慎処分となり、その処分に抗議した大参事名和緩(生没不詳) もその職を罷免されている。

16) 日田県知事であった松方正義は「一齊ニ惣検地シテ彼ヲ減シ是ヲ加、経界ヲ正シ物理ヲ明ニシ、而歳入歳出並物産ノ数モ審ニシ、而天下會計始テ立ヘシ」(松方 [1869] 1931, 510-511) と述べているのは、検地による税制改革を主張した一例である。なお、この当時におけるその他の税制改革についての建議は福島(1962)を参照のこと。

このような状況ではあったが、当時の「知識人」の多くが集っていた公議所における議案のなかには、税制改革の糸口となりうるものが見受けられた。たとえば、森金之丞¹⁷⁾（後の有礼，弘化4〔1847〕年—明治22〔1889〕年）は納税方法を改革すべきことを、また、帆足龍吉¹⁸⁾（生没不詳），加藤弘蔵¹⁹⁾（後の弘之，天保7〔1836〕年—大正5〔1916〕年），麻生弼吉²⁰⁾（生没不詳）は身分間での租税負担の不公平を是正すべきことを提議した。神田による「税法改革ノ議」もこのような中で提出されたものであった。この議案で彼は、従来の税法を廃止し、「田地」の売買を許可し、その「沽券直段」に対して租税を賦課すべきとの主張をおこなった（神田 [1869] 1928, 149）。

公議所では、上述のように、土地売買の許可に税制改革の糸口を見出そうとする改革案があらわれることになった。ところが、これらの意見に対して桜井藩の近藤門造（生没不詳）は次のように反論した。すなわち、民は「公田」を耕し、租税を納め、その残余を食料とするのが「本業」である。今、民は「公田」を私物化しており、「質地」，「讓地」の名目のもとで完全に「賣地」となってし

-
- 17) 森は、納税方法を米納にするか金納にするかについては、納税者に選択させるべきこと、新規の租税制度の導入や従来の租税制度での税額の変更については公議所での審議を必ず経るにすべきことを主張した（森 [1869] 1928, 142）。
- 18) 帆足は、「山野ノ民〔の人口〕」が日々減少していき、三都や諸侯の城下町の民〔の人口〕が増加していることは、田畑が荒れ果て人民困窮の原因になると問題視した。そして、この弊害を除くために、「市廛ノ法」を設けて、これによって〔三都や諸侯の城下町の民に〕田畝への課税に準じた租税を納めさせ、国内で困窮している者たちへの賑恤の資金に充てるべきであると論じた（帆足 [1869] 1928, 143）。
- 19) 加藤は、田地や町地の売買は「讓渡」という名称のもとでおこなわれているが、この名称を「売買」への変更すべきこと、「親王」，「公卿」，「諸侯」，「士大夫」による田地や町地の購入や「拝領屋敷」の自由な売買を許可すべきこと、これらの許可にともない全ての土地から年貢を徴収すべきことを建議した（加藤 [1869] 1928, 143）。
- 20) 麻生は「商税ヲ増シ、農稅ヲ減スルノ議」（明治2〔1869〕年）において、「田圃」への税が重いために、〔農民たちは〕武士や商人に比べて10倍もの労苦があるにもかかわらず、いつも貧しい食事をし、ぼろぼろの衣服を着ており、日夜辛苦してなんとか凍死や餓死の危機から逃れていると述べ、彼らを救済するために「商税」を増加し、「農税」を減じるべきであると主張した（麻生 [1869a] 1928, 153）。そして、具体的にどのような税ヲ賦課すべきかについては、「商税及ヒ港税ヲ増スノ議」において、「商税」については「呉服物」，「酒」，「煙草」，「茶」，「玩器」，「妓楼」，「料理店」，「劇場」などには「重税」を、「穀類」，「書籍」，そのほかの必需品には「薄税」を賦課すべきとする。また、「港税」については、船の大小や碇泊日数を基準に租税を賦課すべきことを主張した（麻生 [1869b] 1928, 153-154）。

まった土地は、豪農や富商によって略奪されてしまった。「小民」は彼らから田を借りて耕作をおこない、租税を「両端²¹⁾」に納めており、その生活は困窮の一途をたどっている。本来ならば「公田」を私的に売買することはあつてはならず、維新を機に、このような悪弊を禁止すべきである（近藤 [1869]1928, 151), と。

このような反論²²⁾は神田に自らの主張をより詳細に論じる必要性を感じさせた。そのため、明治 3 (1870) 年に神田は前年の議案を増補・改訂した「田税改革議」を執筆した。この建議書の提出先は不明ではあるものの²³⁾、前述のような松方の評価があることから、税制改革を目指す政府首脳に多大なる影響を与えたと考えられる。そのこともあつてか、彼の建議書を「借覽ヲ請フ者」(神田 1872, 15 丁)が増えるようになり、明治 5 (1870) 年にこれを『田税新法』として公刊したのであつた²⁴⁾。

2. 『田税新法』における税制改革案

『田税新法』の冒頭において、神田は米納年貢制の概要と問題点を次のように述べた。彼によると、「我邦従来ノ田税ノ法」は、土地の広狭と肥瘦とを計測し、毎年豊凶を調査し、〔その土地で〕どのような農作物が生産されていようとも米で租税を納めさせる制度である。土地の広狭を測量するために「檢地」が実施され、肥瘦を計測するための「石盛」により「上中下田ノ別」が決められる。毎年豊凶を判断するために「檢見」がおこなわれている。「米ニテ納ムル」ために「運送ノ勞」がある。また、年ごとに歳入が異なる。これらは全て〔米納年貢制の〕弊害である(神田 1872, 1 丁), と。そのうえで、彼

21) これは「小民」が小作料と租税の両方を負担していることを指摘している。

22) 神田は『田税新法』において、自身の改革案に対して、「古ハ民口ヲ計リテ、土田ヲ給ス、兼併ヲ防キ、貧富ヲ均フスル所以ナリ。今俄ニ田地賣買ヲ許サハ、古法ニ反シ、後害ヲ生スルノ怖レナキヲ得ンヤ」(神田 1872, 12) との反論があつたと述べている。

23) 「田税改革議」の末尾には、「庚午三年神田孝平謹テ議ス」(神田 [1870] 1879, 52) とある。

24) 「田税改革議」は、米納年貢制の弊害を指摘した冒頭部分、神田の改革案を記述した「其二」、および、自身の改革案の論拠を示した「其三」という 3 節から構成された建議書であり、後に、これを土居光華が『評点 經世餘論』(1879) に収録した。その内容は『田税新法』とほぼ同一である。なお、本稿では、神田自身による公刊物である『田税新法』を用いて彼の改革案を検討していくこととする。

は「撿地」, 「石盛」, 「撿見」, 「米ニテ納ムル」のそれぞれが抱える問題点を詳述している。

神田が指摘した第1の弊害は「撿地」であった。彼によれば、国内の土地には「撿地」が未だに実施されていないところ、「上古」に実施されたところ、「中古」に実施されたところ、「近世」に実施されたところがある。時期が異なるために、土地の自然伸縮が識別できない。加えて、「撿地」の技術は疎漏で、測量方法は精緻といえず、役人の不正により測量の結果が不公平になっている可能性もある。前述の理由によって、現在では、「民産」はまったく「平均」されていない。しかしながら、「撿地」は増税のためにのみ実施される、と民は思っているため、現時点の情勢ではこれを改めることはできない。これらが「撿地」によって起こる弊害である（同上、1-2丁）。

第2点目に、神田は「石盛」について批判をおこなった。「上中下田」の判別についても、測量方法が不正確なことと、役人の不正とによって「不均」が生じていることは「撿地」と同様である。そのほかにも、地形の変化により〔地質が〕今と昔とで異なっているところが多くある。……しかしながら、今、これを改めることは困難であり、その理由は「撿地」を実施することが困難であるのと同じである（同上、2-3丁）。

第3に、神田は「撿見」を「其弊尤モ甚シ」と断じて、その理由を次のように述べた。〔「撿見」は〕役人に任せて田ごとに彼らの「眼分量」で豊凶を判断させる制度であるから、彼らの不正がどのような程度であっても、これを糾す根拠がない。近年、役人に不正がないように思われているが、実際は、不正がないのではなく、不正を「糾スノ法」がないのである（同上、3丁）。

第4に、「米納」について、神田は納税側と徴税側の双方にとって多大なる弊害が存在していることを指摘した。前者については、山林田畑など〔からの収穫物〕に対して米で租税を徴取しているため、田地の少ない地域では、〔農民は〕収穫した米をすべて「官」に租税として納め、山林などからの収穫物を売却し、購入した米を食用にしている。民の生活は憐れむべきありさまで、このようなことを「法」としてはならない（同上、3丁）、と。後者については、年貢米が民の手を離れてから官倉に収納されるまでのあいだに、「斗量」、「津出

シ、「廻送」などがおこなわれるために官民双方の労費は多大なものとなる。〔この途中では、〕「虫喰」や「鼠喰」や「難舩」などで減耗が生じ、また、これらに見せかけた禁止することができない不正も起こる。つまり、民が納めた年貢米の量がそのまま「官」に収納されるわけではなく、途中でこれがどれだけ減少するかが予測できない。「官」は年貢米を収納したのちに、これを売却、換金してからあらゆる費用にあてがうのだが、米価変動によって歳出の多寡を決定することができない。翌年の「經濟」を今年のうち「預算」することが不可能になり、〔財政政策は〕俗にいう「成行次第」となってしまう。これらは弊害のもっともおおきなところであろう。このほかにも、蔵の中でも耗損が発生し、売却の際には米商人による不正もおきるために、その弊害は計り知れない(同上、3-4 丁)。

神田は米納年貢制に対する批判をおこなったが、彼は上述のように主として税務行政の面からその弊害を把握した。そのため、「従来ノ税法」は「煩勞」、「減耗」、「奸賊」が多く、民に対しては「不仁」、法としては「疎漏」、財政にとっては「損失」があると断じ(同上、4-5 丁)、「速ニ改正セスンハアル可カラス」(同上、5)と自身の改正案を提示したのである。その概要は、田地の売買を許可し、「沽券高」に租税を賦課し、貨幣にて納税させる(同上、5 丁)、というものであった。

神田による改革案の 1 点目は、課税対象を農業生産物から売買が許可された土地へと変更することであった。これを実施するために、彼は、まず田地売買を許可し、各田地に「沽券」を発行するべきである(同上、5 丁)、と論じていたのであった。そして、発行した「沽券」には「役所」の割印を押し、押印がなければ〔その土地の所有についての〕証拠とならないことを通達する。このようにすれば、これまで「沽券」がなかった土地も遠くから発行されていくこととなる(同上、5 丁)、と述べた。

改革の 2 点目は、課税標準額を農業生産物の収穫量から土地の売買価格へと改める準備として、発行した「沽券」の価格を決めることであった。彼はこれを「地主ノ定メ次第」、すなわち土地所有者の申告によって決定すべきであると論じた(同上、6 丁)。ところで、このような申告制を採用した場合、地

主が地価をわざと低く申告して税を免れようとする可能性が生じる（同上，6丁），と神田は指摘している。彼はこの対策として次のような制度をあらかじめ設けておくべきであると提言した。もし，地主が定めた地価より高値でその土地の購入を申し出る者があれば，これを売却させるようにする。〔ももとの所有者が〕売却を望まないのであれば，購入希望価格を「沽券直段」と改め，その「直段」の一割を〔購入希望者に〕与えて，これを断ることができる（同上，6丁）。

第3点は，徴税機構の整備である。神田はこの改革について次のように論じた。府県のもとに「郡司」，もしくは「郷役所」という名称の「小役所」を設置し，5～10村を管轄させ，管内の田地にかんする職務をおこなわせる。職務内容は，役所に「田券帳」を用意し，〔この帳面に〕管内すべての「田券」を書き留めていき，〔それと〕原本とに割印を押していく。地価に変動があれば，その都度これを書き換えていき，納税の際には，帳面に記載された「沽券高」と照らし合わせて，租税を受領する。このほか，すべての人々に対して希望があれば〔「田券帳」の〕閲覧を許し，謄本を望むものには写料を徴収して，これを写したうえに官印を押して〔法的な〕証拠となるようにして与える。このことで極端に低く申告された田地の価格は〔閲覧した〕人びとによって上昇させることができるようになる（同上，6-7丁）。

第4点は，税率の算定方法である。神田によれば，前述の「小役所」で「沽券帳」を入念に調査し，〔管轄地域内の〕「沽券」価格の合計高を求める。次に，過去20年間に管轄地域内で納められた年貢米の平均石高を調べ，〔米の〕平均相場からこれを「金高」に改めたものを算出し，その額を先に求めた「沽券惣金高」で除して，「各沽券」に賦課する税率を算定する²⁵⁾（同上，7丁）。

25) 『田税新法』における，納税金額の算定式は次のようになる。

- ① 沽券高
- ② 「小役所」管轄地域内における過去20年の平均年貢米収入を貨幣に換算した数値。
- ③ 「小役所」管轄地域内の沽券総高。

【算定式】①（課税標準）×②/③（税率）＝納税額

この算定式に基づけば，徴税側は，徳川幕藩体制期の米農年貢の収入とほぼ同額の租税収入を確保できると神田は考えていた。

課税対象、課税標準額、税率を上述のように変更し、また徴税機構を整備することによって、納税方法は米納から金納に改めることができる。このことは神田が提示した改革案の第 5 点目である。彼はその内容を次のように論じた。「納税ノ手續」については、毎年、定められた期日が到来すると「田主」自らが納付する租税を「小役所」に届け、役人から「受取書」を受け取るだけであり、「煩勞」や「費用」が必要とはならない。役人は「田券張」と対照して租税を受け取り、管内から納付された租税を取りまとめて「上廳〔府県〕」にこれを納める。「上廳」には管内すべての「小役所」の「沽券合帳」を用意しておき、これと照合して受取りを行い、それらをまとめて「大藏省」へと納める。「大藏省」では国中の府県の「沽券総計帳」を準備しておき、これと照らし合わせながら〔府県からの〕受け取り手続きをおこない、国内から納められた租税を集計する（同上、8-9 丁）。

以上が神田による税制改革案である。彼はこの改革を実施することによって、旧来の租税制度の弊害は次のように解決されていくと述べた。まず、「檢地」は必要がなくなる。ただし、「租税ノ為」には「檢地」は実施しないが、〔土地の〕境界を定めるためにのみおこなう。「上中下田ノ別ヲ立」てること、「檢見」も無用となる。「新田」、「本田」の「混雑込高」や「無地高」などという「愚法」を一切廃止できる。また、金納の実施により、〔農民は〕「凶年」の場合には「別年ノ貯へ」で、米の収穫量は少なく、そのほかの農作物の収穫量が多い土地では後者を売却することで納税ができるようになる。それゆえ、彼らは「自作ノ米」を食用とすることが可能になる。「升改メ」、「津出シ」、「運送」などの「勞費」や、「鼠喰」、「破船」などから生じる減耗、これらを装った不正がおこなわれるといった心配もなくなり、民の納めた額がそのまま政府に収納されるようになる。もつとも、「小役所」・「廳」・「大藏省」は、それぞれの段階で収税額を帳面と照合するので、決してその額に差異が生じることがない。仮に、生じた場合は「長官」が「帳面」を吟味するだけで、即座にその差の原因があきらかになる。さらに、政府の歳入額は「年々同一」となり²⁶⁾、

26) 地価が売買のたびに修正されると、「田券帳」に記された価格が上下することとなり、そのため

「今年」から「来年」,「再来年」などの「經濟」を「預計」できるようになる。このことは「治國」の最重要課題である。この他にも、この法を実施することで、地価が高すぎる場合は次第に下落し、低すぎる場合は次第に上昇し、「民産」は次第に「平均」していく……加えて、この租税制度は田地だけではなく「畑」,「野山」,「町在人家」,「土蔵」,「渡場」,「物揚場」などすべての土地にかんする租税として適用できる（同上 9-11 丁）。

III 「税法私言」による「所得税」導入案

神田が地租改正にかんする建議を提出したのちに、明治政府による米納年貢制の改革は本格化する。まず、明治 5（1872）年 2 月、「太政官布告」第 50 号で土地の売買が許可され、これに伴い、「大蔵省達」第 25 号により土地売買がおこなわれるごとに当該土地に地券を発行すること、および、「従来ノ持地」に将来的に地券を付与することが定められた。

「従来ノ持地」への地券発行は明治 5 年 7 月の「大蔵省達」第 83 号により本格化し、9 月には各府県に「持地」の地価を決定するための指針が通達される（「地價取調規則」）。同規則の概要は、①「人民持地一歳」について「收穫」,「貢租」,「作徳」の「合併ノ金額」から「地價ヲ取調」ることを「説示」して「入札」をおこなうこと（「第一條」）、②「入札人」は「其耕地」から産出される「惣利益」を見積もり入札する必要があること（「第二條」）、③「甲」が「所有之耕地」を「地價若干」に申告し、「乙」がその申告よりも「若干ノ高價」で落札した場合、代金は全額「官納」させ、「甲」には申告した額を渡し、「乙」を地主として「地券」を交付すること（「第七條」）、④「地價」の算出は基本的に「入札法」によって定め、これによって決定した地価を「不當ト認メシトキ」は「第十二條²⁷⁾」に掲載する諸例によって「真價」を「検査」すること

に税収が一定しないという可能性も考えられる。しかし、神田は「民情税ノ輕キヲ欲セサルハナシ。然レトモ、税ヲ減スレハ地價モ亦随テ減ス。地價減スレハ買フヘシト云者アルトキ賣ラサルヲ得ス。賣ルコトヲ欲セサレハ、地價増サルヲ得ス。地價増セハ税モ亦随テ増ナリ。故ニ税ヒトリ随意ニ減スルコトヲ得ス、地價ヒトリ随意ニ増スコトヲ得ス、其間ニ自然ト中正ノ法定マリテ以テ平均ニ至ルナリ」（神田 1872, 10-11）、と述べている。このような想定があるために、ここでは「同一」という表現が用いられたと考えられる。

27) 「地價取調規則」第十二條で提示された地価の算定式は次のようなものである。

(大藏省主税局 [1903]1933, 313-315), とされた。つまり、地主の申告と入札により地価を定めるという神田案は、これに行政による査定を加えるという修正がおこなわれて採用されたのである。このことは、「改正法」においても同様であり、地価の決定は、地主に地価を申告させたうえで、「地方官心得」の「検査例²⁸⁾」に基づいて修正していく方法が採られた。

ところで、政府が地価の決定にかかわると、その事業には府県の指揮が必要となる。そのため、「改正法」では「地方官心得」により府県に具体的指針が提示された。ところが、その中には神田が『田税新法』で問題視した税務行政のための検地や石盛を実施すべきことを示唆するものが含まれていた²⁹⁾。つま

【仮定】耕地：反別 1 町歩，収穫石高：10 石

(1-1) 従来 of 租税制度のもと

貢租+作徳=52 円 50 銭，全益：42 円，地価算定式：42 円×10=420 円

(1-2) 将来，税制改革をおこなった後

地価 420 円，租税額 12 円 60 銭（原價ノ百分ノ三），所持主の益金 29 円 40 銭，地価算定式：入札高 29 円 40 銭×10=294 円，外金 12 円 60 銭，元金 294 円+126 円=420 円

(2) 従来 of 租税制度のもとでの田地

貢米：7 石（24 円 50 銭），地価算定式：原價 24 円 50 銭×10=245 円（諸費 49 円），残金 245 円-49 円=196 円，買入入札直段 224 円，合金 196 円+224 円=420 円

(3) 従来 of 租税制度のもとでの田地，畑地

10 年平均収穫金：52 円 50 銭（諸費 10 円 50 銭），残金：42 円，原價 42 円×10=420 円

(4) 小作地

貢米：7 石（24 円 50 銭），小作米代金：28 円，合金：52 円 50 銭（諸費 10 円 50 銭），残金：42 円，原價 42 円×10=420 円

(5) 4 公 6 民の場合

貢米：6 石（21 円），作徳米：9 石（31 円 50 銭），合金：52 円 50 銭（諸費 10 円 50 銭），残金：42 円，原價 42 円×10=420 円

28) 「地方官心得」第 12 章で提示された地価の算定式は次のようなものである。

(1) 自作地 【仮定】収穫米：1 石 6 斗，米価：1 石=3 円，収穫：4 円 80 銭

種糶肥代：収穫の 1 割 5 分，村入費：地租の 1/3，地租：地価の 3/100，利率：6 分

【算定式】 $(\text{収穫} - \text{種糶肥代} - \text{村入費} - \text{地租}) \div \text{利率} = \text{地価}$
 $(4 \text{ 円 } 80 \text{ 銭} - 72 \text{ 銭} - 40 \text{ 銭 } 8 \text{ 厘} - 1 \text{ 円 } 22 \text{ 銭 } 4 \text{ 厘}) \div 6/100 = 40 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}$

(2) 小作地 【仮定】小作米：1 石 8 升 8 合，米価：1 石=3 円，小作料：3 円 26 銭 4 厘

村入費：地租の 1/3，地租：地価の 3/100，利率：4 分
 【算定式】 $(\text{小作料} - \text{村入費} - \text{地租}) \div \text{利率} = \text{地価}$
 $(3 \text{ 円 } 26 \text{ 銭 } 4 \text{ 厘} - 40 \text{ 銭 } 8 \text{ 厘} - 1 \text{ 円 } 22 \text{ 銭 } 4 \text{ 厘}) \div 4/100 = 40 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}$

29) たとえば、「地方官心得」第 17 章では、「今収穫ヲ量ルニ一郡一村中ニ古檢新檢其他間竿ニ長短アリ區々入交リタル地ハ一步ノ收穫ニ多少ノ差アルヲ以テ右様ノ地ヲ検査スル際此混同セサル様注意スヘシ」（内閣官報局 [1889] 1974, 410）と定められた。

り、この「改正法」では、府県に農民から反発をうける可能性と改正事業にかかる費用の負担とが予測されたのである³⁰⁾。これらのことを問題視したためか、明治6(1873)年9月26日に神田は兵庫県令として、大蔵省三等出仕であった陸奥宗光に宛てに建議書を送付し、のちにこれを『日新眞事誌』と『東京日日新聞』に「税法私言³¹⁾」として公表した³²⁾。

「税法私言」は、租税制度にかんする6つ問いに対して神田が答えるという、いわゆる問答形式の意見書である。神田はこの建議で、①「改正法」に対する評価、②「所得税法」の内容、③「地券税法」を導入する意義、④米納年貢制を廃止する意義、⑤「所得税法」の導入の手順と税率、⑥地域ごとに「所得税法」を導入する是非についての自身の見解を述べている。

第一に、神田は「改正法」への評価を次のように述べた。彼によれば、「地ノ税ノ法」は「所得税法」が最善ではあるものの、これを即座に導入することには困難がある。それゆえ、一時的に「地券税法」が施行されているのである。この租税制度は時弊を救済する「良法」であって、将来的に「所得税法」〔を導入するため〕の「階梯」であると捉えることができる(神田[1873]1993, 306:以下、出典頁数が同じため、同上と略記)、と。

では、神田の構想する「所得税法」とはどのようなものであろうか。これについては第二点目で論じられた、「地主」が「所有ノ地」を他人に貸して得た「貸賃³³⁾」を「所得」という。その「所得」のうちから幾分かを租税とするの

30) 実際の改正事業についての経費は、地租改正事務局が672,278円77銭9厘(大蔵省[1882]1933, 143)、府県が7,339,912円63銭7厘(同上, 146)、民費が29,095,822円86銭(同上, 150)を負担した。

31) 「税法私言」は『日新眞事誌』と『東京日日新聞』の両紙に明治6年10月7日付で掲載され、その内容はほぼ同一である。なお、本稿は前者に掲載されたものより引用をおこなう。

32) 神田の建議に対して陸奥から回答があったかについては現在のところ判明していないが、明治6年11月2日付の『東京日々新聞』には「兵庫縣令神田君二問」の投書が寄せられていた。また、堺県地券掛は「〔神田の〕私言ハ暗ニ公言ニ屬スルモノニシテ必ヤ不日亦所得税法ニ歸シ御改正ノ御目途ニヤ」(荒木・高田・小菅[1873]1953, 452)との質問書を租税寮に送付している。これに対して租税頭松方正義は「所得税法之如キハ固ヨリ神田孝平一個之所見ヲ前租税頭へ申越候迄之儀ニテ衆議ヲ盡シ上裁ヲ經御頒布相成候改正法トハ同日之論ト無之候」(松方[1874a]1953, 452)と回答している。

33) 「税法私言」における「貸賃」と「地代」とは区別される必要がある。前者について、神田は本

で、これを「所得税」とよぶ。「耕地」についてのみ考えた場合は「作徳税」といえる租税である（同上）、と、この租税制度を導入することでもたらされる効果を神田は以下のように説明する。「所得税法」を導入した場合、「地價」を算出しなくともよい。ただ「小作証文」を見るだけで課税標準額が把握できるようになる。そもそも、「地主」はできるだけ「貸賃」の多いことを望み、他方において、「借主」はできるかぎりこれが少ないことを望む。このように相反する「情」の両者が協議して契約が結ばれるために、双方の「真情」が契約にあらわれており、そこに「疑」が入り込む余地はない³⁴⁾。したがって、「税官」による「検査ノ法」は簡易なもので十分であり、〔政府は〕「非情ノ狡法」を設置する必要がなくなる。ゆえに、「地税」として「所得税法」はもつとも優れた税法なのである（同上）。

さて、神田が述べるように「所得税法」が最善の税法であるならば、これを即座に導入すべきであり、「地券税法」を導入する意義が薄れるのではないかという疑問が生じてくる。この疑問について神田は第三点目で次のように述べた。現状の農村では、「小作ノ徒」の数はたいへん多いが、他方において、「自由自耕ノ徒」はそれよりもさらに多い。そのため、「小作証文」のみを課税対象

文中にもあるように、「地主」と「小作」との協議と契約によって決定されるものとしている。他方、後者について、『経済小學』上編（慶応 3（1867）年）において神田は次のように説明している。〔地代の〕量は人口が増加し、学識が上達するに従って増加する。人口が増加すれば食料は不足し、次第に痩せた土地を耕作するようになる。それゆえに、いろいろな工夫がおこなわれるようになり、これによって「智識」も次第に長じていき、痩せた土地からの「所得」も増加していき、全く不毛であった土地を耕作しても「利」があるようになる。ここにおいて「地代」の多寡が定まる理由を了解すべきである（神田 1867, 9）、と、つまり、「貸賃」は協議と契約によって定められるのに対して、「地代」は自然発生的に定まるとの説明がなされているのである。なお、「地方官心得」第 14 章には、「小作米ハ地主ト小作人ト相競ルノ間ヨリ出ルモノナレハ收穫ノ多寡ヲ推知スヘキ確證ニシテ人民互ニ欺隠スル能ハサル」（内閣官報局 [1889b] 1974, 410）と述べられており、神田による「貸賃」はここから構想された可能性がある。

34) ただし、神田による「所得税法」の導入構想は、当時の経済の実態が十分には反映されたものではなかったことを付記しておく必要がある。というのは、彼の構想には、「借主」が「地主」に小作料を貨幣で支払い、また、「地主」と「借主」は平等な関係で契約交渉をおこなうという二つの前提によって成立しているからである。実際は、小作料は主として現物で支払われており、契約においては地主の権限が有利であったことが指摘される。なお、日本における地主制については中村（1979）を参照のこと。

としては租税収入を確保することはできない。このような状況が生じたのは、「我邦従来ノ經濟家」のほとんどが「均田ノ説」を主張し、「豪富ヲ殺ギ、貧民ヲ助クルノ政」を実施してきたために、「地主」の多くが没落してしまったからである。現在の政府の方針は「勤勉ノ士ヲ薦メ昏愚懶惰ノ徒ヲ斥ク」ものであり、今後、「地主」は次第に増加していくと考えられる。〔「地主」が増加して〕「七八分ノ度」になれば、「小作証文」に対する課税額を定めて「所得税法」を施行することができる（同上）、と。

第四に、神田は米納年貢制を廃止する意義について次のように論じた。「従来税法」の弊害は広く知られている。今、その概要を言うならば、「偏重偏輕」、「脱漏重複」、「豊凶ニヨリテ増減」、「運輸ノ間ニ耗減」がある。もっとも不条理なことは民が納付した租税がそのまま「官」に収納されないことである。それゆえに、納税された全額を行政費として使用することができない。このような弊害を考えれば、今日の改革はもはや遅いぐらいであり、1日の猶予もない。また、「地券税法」は「所得税法」に及ばないものはあるが、この租税制度を導入することで眼前にある大きな問題はすべて解決される。加えて、「地券税法」は「所得税法」を実施するための「階梯」でもあるので、旧法を残す必要などはない（同上）。

第五に、神田は「地券税法」から「所得税法」へと移行する手順について、「小作」が増加することのみでよいと述べる（同上）。そのうえで、彼は「所得税法」を導入した際の税率の算出方法を提示した。神田によると、「地券法」では、「小作証文」を調査して、小作料の金額から「純粹ノ所得」を求め、これを「金利」で除すことで推算した「元金」を「地価」と定め、その3%を納税額としている。他方において、仮に「所得税法」へと改正したならば、「地価」を算出する必要はなくなり、地主が獲得する「小作料」の40%前後を税額とするだけでよい（同上）、と。このように述べた神田は、「地方官心得」第12章の「検査例」から地価を算出し、これに基づく収税額を維持する場合は、税率は「小作料」の37.5%とする³⁵⁾（同上）、と述べた。

35) 前述の注24)に記したように、「地方官心得」第12章では、地主が小作地から得る小作料は3円26銭4厘であり、同地の租税額は1円22銭4厘（地価の3%）となる。この収税額を維持するには、「所得税法」の税率は、 $1円22銭4厘 \div 3円26銭4厘 \times 100 = 37.5\%$ にする必要がある。

ところで、「所得税法」の導入時期については、「小作」が多く存在する地域では、この税法を即座に実施することが可能な場合もある。その是非について神田は、「所得税法」の早期実施は本当に望ましいことであるが、このような地方はあまり多くは存在せず、また、税法が統一的でないことは民心を惑わせてしまう。そのため、全国的に「地券税法」を施行し、そののちに「所得税法」へと改正することが望ましい（同上）、と否定した。このことは神田の租税制度にかんする第六の見解である。

IV 議会における税制改革について

前節までにおいて、『田税新法』と「税法私言」における神田の税制改革案を検討してきた。前者では、米納年貢制での税務行政の煩雑さと中間減耗の多さを神田は問題視し、そのコストを削減するために「沽券税法」の導入を提言した。また、後者では、政府による「改正法」を運用していく際に発生するであろうコストを問題視し、これをより削減することができる「所得税法」の導入を提言した。彼の構想のうち地租改正についての建議は、安定的な租税を確保しようとする明治政府の目的に合致することになった。他方、Ⅱ節でみたように、政府は taxation を安定させるのみならず、農民に重税を負担させる租税構造を変革し、農・工・商の租税負担を公平化しようとも試みていた³⁶⁾。そのためもあって、「地租改正條例」第六章では「…地租ハ則地價ノ百分ノ一ニモ可相定ノ處未タ物品等ノ諸税目興ラサルニヨリ先ツ地價百分ノ三ヲ税額ニ相定候得共、向後茶・煙草・材木其他ノ物品税追々發行相成、歳入相増其収入ノ額二百萬円以上ニ至候節ハ、地租改正相成候土地ニ限り其地租ニ増額ヲ割合、地租ハ終ニ百分ノ一ニ相成候迄漸次減少可致事」（内閣官報局 [1889a]1974, 404）と定められた。

36) 廃藩置県の際、政府首脳がおこなった建議にはこのような構想がしばしば見受けられる。たとえば、大久保利通と井上馨は「三府下地券發行之儀正院伺」において、「偏ニ農租而已ヲ收課シ、市井ノ地租者措テ不收ハ如何ニモ不公平ノ儀ニ有之候」（大久保・井上 [1871] 1933, 308）と述べている。また、井上馨と吉田清成による「内國税法改正見込正院へ上申」では、「特リ地ヲ耕ヤシ、力ヲ勞スル者ニ課スルニアラスシテ、物品ヲ費ス者ヨリ出サシメ」（井上・吉田 [1871] 1933, 309）ることが政府の税制改革の目的であるべきだと論じた。

ところが、『田税新法』や「税法私言」には租税構造を変革し、農民の租税負担を減じようとする記述は見られない。前者は米納年貢制における収税額を基準にして税率を算出しており、また、後者は「改正法」の収税額を維持する税率を提言しているからである。つまり、神田による改革案は旧来の制度のもとの租税負担を農民に課するものであった。加えて、彼の構想した金納化の実施は、これまで徴税側が負担していた米の販売コストを納税者へと転嫁するものであり、農民の実質的な租税負担を増加させるものでもあった。

とはいうものの、神田は農民に重税を課すことの弊害については十分に理解していた。たとえば、彼が幕末に執筆した『農商辨』では、米納年貢制が農民困窮と農業衰退の原因になると捉えられている。加えて、同書では、この租税制度が民心を離散させる原因となっており、欧米列強による侵略の危険性が高まっている状況下で改革をなさなければ日本の独立に負の効果が与えられるとも論じた。そのため、彼は農工商のうち最も多くの「利」を獲得し、担税能力にも優れた「商ノ利」に対して租税を賦課すべきとの主張をおこなったのである³⁷⁾。

上述のような認識を持つ神田にとって、農民に重税を課す租税構造を継続することは、看過できない問題であったように思われる。そのため、彼はこの問題の新たな解決策を提示したが、それは政治体制の変革であった。すなわち、彼は明治7(1874)年に「唐華陽」の筆名で「民選議院可設立ノ議」を公表し、同論文で「民選議院」を早期に開設すべき必要性を論じたのであった。この理由について、彼は「税則ノ一事」(神田 [1874a]1994, 264: 以下, 出典頁数が同じため、同上と略記)、と断じている。そして、租税政策が「民選議院」で決定されるべき根拠を「所有権」に求め、次のように論じた。人が自ら労して得たものは全てその人の所有となるべきである。人の所有は契約から発生した権利がなければこれを奪うことはできない。… このことは「性法」の基本であって、「文明各國」では広く遵守されているものである(同上)。

そのうえで、神田は明治政府による租税政策について次のような批判をおこ

37) 『農商辨』における神田の経済問題への認識、および、税制改革案の内容については南森(2008)を参照のこと。

なう。彼によれば、政府は独断で税則を定め、新たな租税制度の設置や増税を民と審議をすることなく執行し、民がこれを納められなければ「身代限」に処している。「性法」に基づいてこのような実態を論ずれば、まったく条理に適ったものではない(同上)、と。加えて、彼は現状の租税政策が実施されるようになった背景についても言及した。御一新以来、旧幕府時代の弊害を除き、万事を寛大な方向へとはこんでいるときにあって、税法のこののみが厳急苛酷で、旧幕府時代におこなわなかったことを公然と実施し、なんら顧慮することがないのには理由がある。それは「文明各國」で施行されている税則を根拠としているからである(同上)。しかしながら、神田は、明治政府による「文明各國」の租税政策に対する理解が表面的なものであると指摘する。彼によれば、「文明各國」にはもともと「民選議院」が開設されており、租税だけではなくすべての「律」や「法」は、民と協議し、民とともに契約を結び、「正當ノ權」を生じさせたいうでなければ施行されていない。このようにして成立したものに対して、民が違反すれば、これは契約に背いたこととなり、嚴法によって処罰する権利を有することになる(同上)、と。それゆえ、彼は、税則を定めるならば「民選議院」を開設すべきであり、その開設がないままに税則を定めたとしても「正當ノ權」が生じず、これがないまま税を徴収し、滞納者を「身代限」に処することは、「性法ノ基本」に背いた「不体裁」である(同上)、と論じた。

では、神田は具体的に「民選議院」にどのような役割を求めたのであろうか。このことについては、彼が『明六雑誌』に公表した「財政變革ノ説」を検討することによって明らかになる。同論文の冒頭において、神田は日本の従来の財政制度を次のように論じた。彼によれば、「我邦従来ノ財政」を考えてみると、「土農工商」などの「業」に対して、政府が彼らの「利分」に応じた租税を賦課し、時期がくれば税を徴収し、その総額を歳入とし、これを再度分配し、行政費に充てている。これは「量入爲出ノ古法」である(神田[1874b]1976, 1丁)、と。

そのうえで、神田はこの財政制度に弊害があることを指摘した。「國事多難」で費用を多く必要するときには歳入が不足し、「國事無難」で費用を多く必要としないときは歳入に余りが生じる。また、政府は「漏税」を疑い、「税吏」のよ

うになり、あらゆることに対して落ち度がないかと取り調べようになり、人に〔税務行政を〕委ねることができなくなる。しかし、政府自体がこれを担当することができず、あらゆる逗留がここから起こる。さらに、政府は独断で「税則」を変更し、「身代限」の取立てをおこなうことは「條理」に適うものではない。加えて、「人民」は定められた租税を納めれば、すべての「義務」がすでに果たされたと思うようになり、「政事」は政府の「請合仕事」となる。「人民」はほとんど国家の安危を考えなくなる。以上のようなことは、「人心ヲ離散」させ、「國礎」を危うくする原因である。速やかに改める必要がある（同上、1丁）、と。

このように問題点を理解した神田は改革の概要について次のように述べた。彼によれば、「改正スルノ法」は、まず「民選議院ノ制」を定め、「會計検査」を担当する局を設ける。各省・寮・司には翌年度の歳出の見積りを提出させ、これらを集計した歳出総額を「民選議院」での「公議」によって確定する。そして、これらを国中に分配し、〔租税を〕徴収し、歳出に充てる。これらが終わった後に、見積高と照合のうえで「精算」し、「民選議院」の「公認」を経る（同上、1丁）、と。

では、神田は具体的にはどのような財政制度の改革を提言したのであろうか。彼の改革案は「民選議院」の開設を前提とするものであった³⁸⁾。当時、民選議院の開設時期とその選挙権の範囲などをめぐる論争が盛んにおこなわれていた。そのため、神田は「民選議院ノ事」については「公論」によって、その制度の概要が明らかにされているので改めて論じる必要はないので、この論文では「財務ニ預カル要件」のみを取り扱うとした（同上、1丁）。そして、神田は国民と政府の関係を次のように捉えた。「人民ハ給料ト費用ヲ出シテ、政府ヲ雇ヒ、政ヲ爲サシムル者」と「政府ハ、人民ニ雇ハレ、給料ト費用ヲ受テ、政ヲ爲ス者」（同上、1丁）、と。そのうえで、神田は「民選議院ノ會議」

38) 神田は江戸城開城の前後に、『中外新聞』に「日本国当今急務五箇条ノ事」（慶応4〈1868〉年）や「江戸市中改革仕方案」（同年）などを公表し、不動産所有者を選挙人とする「會議」制度を確立すべきことを主張している。なお、神田の同制度導入についての見解、彼の政治体制論の展開については南森（2009）を参照のこと。

を「人民」が「政府」に対して翌年度の行政に対する要求をおこない、「政府」が「人民」に対して昨年度の行政についての報告をおこなう場であると位置づけた（同上，1丁）。

次に、神田は「會計検査局³⁹⁾」を設置すべきであると述べた。彼によれば、議員は多人数であり、また、会期によって集散するため、「會計」についてのみを] 専門に担当して、歳出入の精細なる調査をおこなうことは不可能である。そのため、専門に担当する人員を議員の中から公選し、常時、政府のもとにあつて「會計」業務にかかわらせる。この組織を「會計検査局」とする（同上，2丁），と。

神田の構想において「會計検査局」は歳出予算の編成を担うことになる。神田は予算編成の手順を次のように述べる。各省は管轄する寮・司や府・県などでの支出を項目ごとに精細に見積り、省ごとでこれを集計して一冊〔の見積書〕として、「検査局」に提出する。「検査局」では、「先例」と比較して、見積りの増減する理由を項目ごとに丹念な調査をおこない、各省が提出した見積書を合算して歳出総額を推算する（同上，2丁）。

歳出予算は以上のような手続きによって編成される。次に、「民選議院」において歳出予算の審議がおこなわれる。神田によれば、「會議」の際に、議員は各省の「見積書」を受け取り、これと「検査局」が作成した「見込書」とを対照し、各省長官に対して項目ごとに質疑をおこなう。そして、予算要求額を減じるべき場合は減じることを、増加すべき場合は増加することを、事業を廃止、もしくは新規に着手すべき場合は廃止・着手すべきことを確定していく。このような議事を経て翌年の歳出総額が確定する（同上，2丁）。

歳出予算が決定すると、続いて歳入予算の編成がおこなわれる。神田はこれを「議院」が担当することなので、「検査局」がその草案を立てることを規

39) なお、明治政府は明治 13 (1880) 年に、会計検査院を大蔵省に設置している。この組織の職務内容は神田の構想した「會計検査局」と類似するものもあるが、職員は「院長、幹事、一等乃至四等検査官、一等乃至十等屬ノ職員」(明治財政史編纂會 1904, 554) で構成される官僚組織である。そのため、議員を構成員とする神田の構想とは異なったものであったといえる。

則とすると論じる。彼はその手順について、まず輸出税、輸入税、印票税⁴⁰⁾、官地收納、造幣・鋳山・郵便・鉄道からの利益といった、「民選議院」の意図で増減することができない歳入を見積り、これを歳出〔予算〕総額から引き去る。次に、酒税、煙草税、船税など、「民選議院」の意図で増減が可能な国税収入を推算して、これもまた歳出総額から引き去る。そして、残高を「府縣ノ品等」に応じて割り当てていく。なお、「府縣ノ品等」は「戸口・反別・地價等」を比較して、あらかじめ決めておくべきである（同上、2丁）。

以上が「民選議院」において編成・審議される歳入予算である。次に、その編成と審議は、府県、そして、町村の「會議」でおこなわれることになる。まず、各府県は〔「民選議院」の決議で〕割り当てられた金額を徴収すべき租税の総額とし、「〔府〕縣會」の決議によりこれを管内各町村に割り当てる（同上、2丁）。各村町も同様の手続きにより、村町内の各戸に租税の割り当てをおこなうとともに、「租税割附帳」を作成して、これをもとにして租税を徴収する（同上、2丁）。

このような手続きで確定した予算は翌年度に、各戸が納付した租税を町村に集め、各町村が徴収した租税を府県に集め、各府県はこれらを大蔵省に集め、大蔵省が各省に支給して、行政費に充てられることで執行される（同上、3丁）。さらに、翌々年度になると、各省は領収書を整理し、歳出予算とのあいだに差があれば、その差額と発生理由とを詳述して「検査局」に提出する。毎年度、「會議」においては必ず「仕上勘定」についての議事がある。予算〔と実際の支出とのあいだ〕に相違があれば、関係する責任者はその理由を答弁しなくてはならない。そして、もし、その答弁に不明瞭な点があるときは、関係した長官は引責辞任する必要がある（同上、3丁）。

以上が神田による財政制度の改革案である。では、この改革によって彼はどのような租税軽減策を提示したのであろうか。彼は議會制度論において不動産所有者、すなわち直接税の納税者に選挙権を与えることを提言しており、議

40) この税目は 'Belastingen op regtsgedigen, in der vorm van zegels' (Graafland 1857, 116) の訳語である。すなわち、印紙で支払われる法手続きに対する租税のことであり、証紙税や印紙税のことである。

員には納税者の代表が選出されることになる。このような議員によって組織された「會計検査局」での歳出予算編成、それに続く「民選議院」における歳出予算審議では、「人民」はできるだけ租税負担が軽くなることを望むので、「會議」においてできるかぎり歳出額を削減し、本当に必要と認められるものでなければ予算要求を承認しない（同上、3丁）。それゆえ、「執政」が国庫に納入された歳入を濫用する弊害、および、人民が用途不明の租税を納める必要がなくなる（同上、4丁）。つまり、彼は必要な歳出についてのみ、納税者が納得のうえで支払うことのできるシステムを導入しようとしたのである。

加えて、歳入予算の審議を国から地方議會へと移していくことも、神田の構想の特色として挙げることができよう。地方議會が納税者から徴収する租税額を決定することで得られる効果を彼は次のように論じている。農業が盛んではないが、商業が栄えている地域については、あらかじめ「商税」を設けておき、〔その町村が徴収すべき〕税額のうちからこれを引き去り、残額を農民に割り当てるべきである。また、農業と商業は盛んであるが、工業があまり盛んでない地域では、できるだけ「工税」を少なくして、「農商ノ税」を賦課し、これによって工業の振興策とすることができる（同上、3丁）、と。つまり、神田は各地域の産業構造に適した租税構造を形成することが、納税者の担税能力を租税負担に反映させる政策であると考え、加えて、このことを産業振興策としても捉えたのであった。

V おわりに

本稿では、Ⅱ節で『田税新法』を、Ⅲ節で「税法私言」における神田の税制改革案を、Ⅳ節では「民選議院可設立ノ議」、「財政變革ノ説」における彼の財政制度改革案を検討してきた。彼は税制改革案では、従来の租税制度における税務行政の煩雑さを問題視し、この簡略化によって徴税費用を削減することを課題とした。また、財政制度改革案では、「民選議院」での決議を経ずして租税政策が実施されていることを問題視し、これを予算制度の導入によって解決することを主張した。そして、この改革により「會議」で歳出予算を審議し、これを可能な限り減ずることが減税につながると論じたのである。

では、幕末に執筆された『農商辨』から明治初期における神田の一連の税制・財政改革案へは、神田の租税・財政論にはどのような展開があったのであろうか。『農商辨』では、米納年貢に歳入を依存することが、農民困窮・農業衰退・財政赤字の慢性化などの原因になっていると論じられ、この租税構造を変革しなければ、武士を統治者とする政治体制の存続と日本の独立の維持が困難になると指摘された。神田はこれらの問題の解決を税制改革の変更に求め、課税対象を「農ノ産物」から「商ノ利」へと移すことで、「民心」の掌握と歳入増加を同時に達成すべきであると論じた。そして、彼は自からの改革案を「仁政」と捉えるのであった。これらのことは、同書の改革案が、為政者である武士の中でも特定の支配者層に改革の担い手を求めていること、および、その内容は主として歳入の増加策であったことを示す。ところが、明治維新以降に執筆された『田税新法』や「税法私言」では、税収を安定させるための提言という面も有するが、税務行政の簡略化による徴税費用の削減策としての面も有していた。これらは「政府」を担い手とする改革案であるが、さらに神田は「民選議院可設立ノ議」と「財政變革ノ説」とで、政府の租税徴収には「議院」の承認が必要であるとの認識のもとで、予算制度を導入し、歳出を審議することが租税の軽減につながると論じた。つまり、彼は「政府」のみならず「民選議院」をも改革の担い手ととらえ、歳出の削減による減税を主張するようになったのである。

このように神田の意図を捉えることで「改正法」と『田税新法』での構想との相違点、さらには「税法私言」へと彼の改革案が展開した経緯について説明が可能になる。「改正法」では、課税標準の把握について、政府による評価制を採用したが、神田は『田税新法』では地主による申告制を、また、「税法私言」では小作証文の調査でこれをおこなうべきことを主張した。これらのことは彼の改革案が税務行政の簡略化構想であったことを示すばかりではなく、税制改革自体にかかる費用を軽減しようとする試みと捉えることができるのである。この改革が実現すれば、当然、徴税費用は減少することとなり、関係省庁からの予算要求も減ずることができる。その結果、納税者が負担すべき直接税をも軽減することが可能になるからである。つまり、彼の改革案は間接的な租

税軽減策であった。

また、「改正法」では税率は一律 3%とされたが、神田の改革案ではこれが地域によって異なるものであった。彼が国内に統一された租税制度を適用することを述べなかったのは、納税者がどのような租税を負担するかの決定を、中央政府ではなく地方議会がおこなうべきとする主張があったためといえる。加えて、『田税新法』や「税法私言」で、神田が減税について論じなかったことは、これらの著作で提示された改革は、政府が担い手となっておこなうべきものと彼が考えていたからである。そして、直接的な租税の軽減などについては、納税者の代表が議会において歳出を削減することで実現されるべきであると神田は考えるようになったのである。

では、税制・財政改革を政府や中央の議会だけではなく、地方議会もが一体となっていくべきであるという神田の構想は、明治初期の思想の中でどのような位置づけができるのであろうか。当時、民選議院についてのさまざまな議論がおこっていたが、政府首脳や「知識人」たちの多くは、民の「開化」が十分でないことを問題視し、この開設に対して慎重な姿勢をとるものがみられる。他方、議院の開設を早急に行うべきと論じるものの中には、地方議会の開設を重視しない意見がみられた。前者の主張に基づけば、税制・財政改革は政府が主導すべきものとなり、後者に基づけば、議院がおこなうべきものとなる。これらの主張と神田の主張とは、大きく隔たりがあり、そのことは彼の「開化」論と地方議会を重視する姿勢から生じたものである⁴¹⁾。

参考文献

- 麻生弼吉. [1869a] 1928. 「商税ヲ増シ、農税ヲ減スルノ議」吉野作造編『明治文化全集』第 4 巻、憲政編、日本評論社：153.
——— [1869b] 1928. 「商税及ヒ港税ヲ増ノ議」吉野作造編、同上書：153-154.

41) 神田の「開化」論の具体的な内容や、それらが彼の政治・経済論にどのような影響を与えたか、さらには彼の思想が日本思想史上にどのように位置づけられるかを明らかにすることは、本稿の内容を超えるものであるため、今後の課題としたい。

- 荒木利定・高田保光・小菅清直. [1873] 1953. 「堺縣申出」我妻栄・土屋喬雄・福島正夫・林茂編『明治初年地租改正基礎資料』上巻, 有斐閣: 451-452.
- 井上馨・吉田清成. [1871] 1933. 「内國税法改正見込正院へ上申」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』第7巻, 改造社: 309.
- 圓城寺清. 1895. 『大隈伯昔日譚』立憲改進黨々報局.
- 大久保利通・井上馨. [1871] 1933. 「三府下地券發行之儀正院伺」大内兵衛・土屋喬雄編, 前掲書: 308.
- 大蔵省. [1882] 1933. 『地租改正報告書』, 大内兵衛・土屋喬雄編, 前掲書, 1-151.
- 大蔵省主税局. [1903] 1933. 「地價取調規則」大内兵衛・土屋喬雄編, 同上書, 315-318.
- 大島清・加藤俊彦・大内力. 1972. 『地租改正』東京大学出版会.
- 大島美津子・佐藤誠朗・古厩忠夫・溝口敏麿. 1990. 『新潟県の百年』山川出版社.
- 大塚武松. 1927. 『百官履歴』上巻, 日本史籍協会.
- 1928. 『百官履歴』下巻, 日本史籍協会.
- 奥田晴樹. 2001. 『日本の近代的土地所有』弘文堂.
- 加藤弘蔵 [1869] 1928. 「田地町地面勝手ニ賣買ノ議」吉野作造編, 前掲書: 143.
- 神長倉眞民. 1943. 『明治維新財政經濟史考』東邦社.
- 神田孝平. [1862] 1879. 『農商辨』土居光華編『評点經世餘論』正榮堂: 1-27.
- 1867. 『經濟小學』上編, 紀伊國屋源兵衛.
- [1869] 1928. 「税法改革ノ義」吉野作造編, 前掲書, 149.
- [1870] 1879. 「田税改革議」土居光華編, 前掲書, 35-52.
- 1872. 『田税新法』出版社不明.
- [1873] 1993. 「税法私言」『日新眞事誌』3 (複製版), ぺりかん社: 306.
- [1874a] 1994. 「民選議院可設立ノ議」『日新眞事誌』6 (複製版), ぺりかん社: 264.
- [1874b] 1976. 「財政變革ノ説」『明六雜誌』第17号 (復刻版) 立体社: 1-5.
- 小室正紀. 1999. 『草莽の經濟思想 —江戸時代における市場・「道」・権利—』御茶の水書房.
- 2004. 「大坂両替商草間直方における『融通』」川口浩編著『日本の經濟思想世界—「十九世紀」の企業者・政策者・知識人』日本經濟評論社: 33 - 66.
- 近藤門造 [1869] 1928. 「禁止田地賣買之議」吉野作造編, 前掲書: 151.
- 坂入長太郎. 1988. 『明治前期財政史—資本主義成立期における財政の政治過程 (明治維新—明治二三年)—』酒井書店.
- 澤田章. 1921. 『世外侯事歴維新財政談』中, 岡百世.
- 豊田寛三・加藤泰信・末広利人. 1986. 『大分県の百年』山川出版社.
- 内閣官報局. [1887] 1974. 「府縣職務規則」内閣官報局編『明治年間法令全書』第2巻, 原書房, 281-284.

- [1889a] 1974. 「地租改正条例」内閣官報局編, 前掲書, 第 6 卷ノ 1, 403-404.
- [1889b] 1974. 「地方官心得」内閣官報局編, 同上書, 406-421.
- 中村政則, 1979 『近代日本地主制史研究—資本主義と地主制—』東京大学出版会.
- 速水融, 2003. 『近世日本の経済社会』麗沢大学出版会.
- 広瀬順皓, 1997. 「解説」日本史籍協会編『百官履歴』北泉社: 499-508.
- 福島正夫, 1962. 『地租改正の研究』有斐閣.
- 深谷克己, 1969. 『寛政期の藤堂藩—藩政改革と農民の対応—』三重県郷土資料刊行会.
- 藤田幽谷, [1815] 1916. 『勸農或問』瀧本誠一編『日本経済叢書』巻 20, 日本経済叢書刊行會.
- 帆足龍吉 [1869] 1928. 「市廛ノ法ヲ設ケ, 地稅ヲ納メシムベキノ議」吉野作造編, 前掲書: 143.
- 松方正義, [1869] 1931. 「聖諭ニ對フルノ議」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』第 1 巻, 改造社: 510-511.
- [1874a] 1953. 「右回答」我妻榮・土屋喬雄・福島正夫・林茂編, 前掲書: 452.
- [1874b] 1933. 「地租ヲ改正スル原由ヲ太政官ニ稟明ス」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政經濟史料集成』第 7 巻, 改造社: 343-344.
- 南森茂太, 2008. 「神田孝平『農商辨』における商の『利』—税制改革論を中心に—」『経済学史研究』50-1: 62-73.
- . 2009. 「神田孝平における政治体制論の展開—「仁政」から「會議」への展開を中心に—」『日本経済思想史研究』第 10 号: 19-35.
- 明治財政史編纂會, 1904. 『明治財政史』第 1 巻, 明治財政史發行所.
- 森金之丞, [1869]1928. 「租稅之議」吉野作造編, 前掲書: 142.
- 吉野作造, [1927] 1995. 「明治文化に対する神田孝平先生の貢献」吉野作造著『開国と明治文化吉野作造選集 11』岩波書店: 203-215.
- Graafland, H. H. 1857. *Grondtrekken der Staatshuishoudkunde*, B. Dekema.